＜案＞

第５次肝付町行政改革大綱

（令和９年度～令和13年度）

鹿児島県肝付町

令和９年３月

＜　目　　次　＞

Ⅰ．第５次行政改革大綱の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１．行政改革大綱とは
２．本町におけるこれまでの行政改革の取組状況
３．行政改革に取り組む必要性
４．これからの行政改革の取組

Ⅱ．計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ．アクションプログラムの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅳ．推進体制と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅴ．行政改革の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅵ．行政改革の推進項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

基本方針１．財政健全化と町有財産等マネジメントの推進・・・・・・・５
１－１　予算のスリム化と歳入確保対策
１－２　町有財産の有効活用と公共施設等のマネジメント強化
１－３　公営企業の健全運営

基本方針２．効率的・効果的な行政運営の推進・・・・・・・・・・・・・８
２－１　効率的な業務見直し
２－２　庁内外問わないデジタル化の推進
２－３　より効果的な行政サービスを生み出す体制構築

基本方針３．住民サービスの向上と協働のまちづくり・・・・・・・・・10
３－１　満足度の高い住民サービスの提供
３－２　地域コミュニティの充実
３－３　行政情報発信の機能強化

基本方針４．組織運営の最適化と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・12
４－１　組織・機構の見直しや専門人材の確保を含めた適正な職員配置
４－２　快適な職場環境の構築
４－３　計画的な職員研修等の実施

Ⅶ．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅰ．第５次行政改革大綱の策定にあたって

１．行政改革大綱とは

地方自治法の第２条において「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことと、「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことが定められていることから、本町は、町の改革の方向性を示すために「肝付町行政改革大綱」を策定し、財政健全化や効率的・効果的な行政運営、及び住民サービスの向上等を目指し、切れ目のない改革に取り組んでいるところです。

２．本町におけるこれまでの行政改革の取組状況

本町では、これまで第１次～第４次行政改革大綱に基づき、行政改革の取組を推進して参りました。

令和４年３月に策定した直近の「第４次行政改革大綱」におきましては、具体的な取組についての目標値等を「第４次行政改革大綱アクションプログラム」にて設定し、毎年度実績を取りまとめ、進捗管理を行うことで取組の推進を図っております。

３．行政改革に取り組む必要性

我が国は今、急速な人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰やエネルギー問題、さらには頻発・激甚化する自然災害への備えなど、かつてない複合的な課題に直面しております。加えて、デジタル化やグリーントランスフォーメーション①の進展、社会構造や働き方、価値観の多様化など、国・地方を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

本町の現状を見ましても人口減少や少子高齢化の進行は依然として大きな課題であり、町税等の歳入減少、社会保障費の増加等が見込まれる中、新たな行政課題や住民ニーズへの対応が求められます。

これまで、前述のとおり行政改革に取り組んできましたが、時代の大きな転換期を迎え、次々と新たに解決しなければならない行政課題が生じている中、さらなる質の高い行政改革への取組が必要不可欠です。

また、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、行政サービスを維持・向上させていくためには、限られた経営資源（職員、財源、財産、情報、時間等）の中で、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営を行い、最小の経費で最大の効果を生み出すことも必要です。

このような中で、これまでの行政改革の実績を踏襲しつつ、大きな転換期に即した行政改革を推進するために、引き続きあらゆる取組が必要となります。

４．これからの行政改革の取組

第３次肝付町総合振興計画②において、「人そして地域活力の創出による”地域力あふれる町”肝付町」を将来像として掲げ、実現するために５つの基本目標に基づき、まちづくりに取り組んでいるところです。

この実現のためにきめ細やかな行政サービスの展開や効果的な基盤整備を進めるとともに、一方では、行財政運営の効率化を進めていく必要があります。併せて職員のモチベーションの維持と資質向上のため、職員が力を発揮できる職場環境を作ることも重要です。

これからの行政改革においては、行政サービス自体の複雑化・高度化に対応するため、日々の仕事のやり方を常に効率化・省力化する意識を持ち、働き方改革やＩＣＴ活用による生産性の向上を目指します。

このような中で、これまでの行政改革の取組実績を踏襲しつつ、時代の大きな転換期に即した行政改革を推進するために、「第５次肝付町行政改革大綱」を策定し、引き続き取組を行っていきます。

Ⅱ．計画期間

本大綱の計画期間は、令和９年度から令和13年度の５年間とします。

Ⅲ．アクションプログラムの策定

本大綱に基づく行政改革を着実に推進するため、基本方針に沿った具体的な取組や達成時期、目標等を設定したアクションプログラムを策定します。

Ⅳ．推進体制と進捗管理

町長を本部長とする肝付町行政改革推進本部により、全庁的な行政改革に関する共通認識の浸透を図り、進捗状況等の共有及び重要事項や組織横断的な検討を行うことで、アクションプログラムの進捗管理を行っていきます。

また、町内の各団体代表者や有識者等にて構成する肝付町行政改革推進委員会により、各年度の取組実績について提言や助言等を受けることで着実な取組推進を図ります。

これらの取組実施状況は、毎年度公表するとともに進捗状況や社会情勢の変化、町民ニーズ等を踏まえ、取組内容の改善や見直し等を図ることで、実効性のある行政改革を推進します。

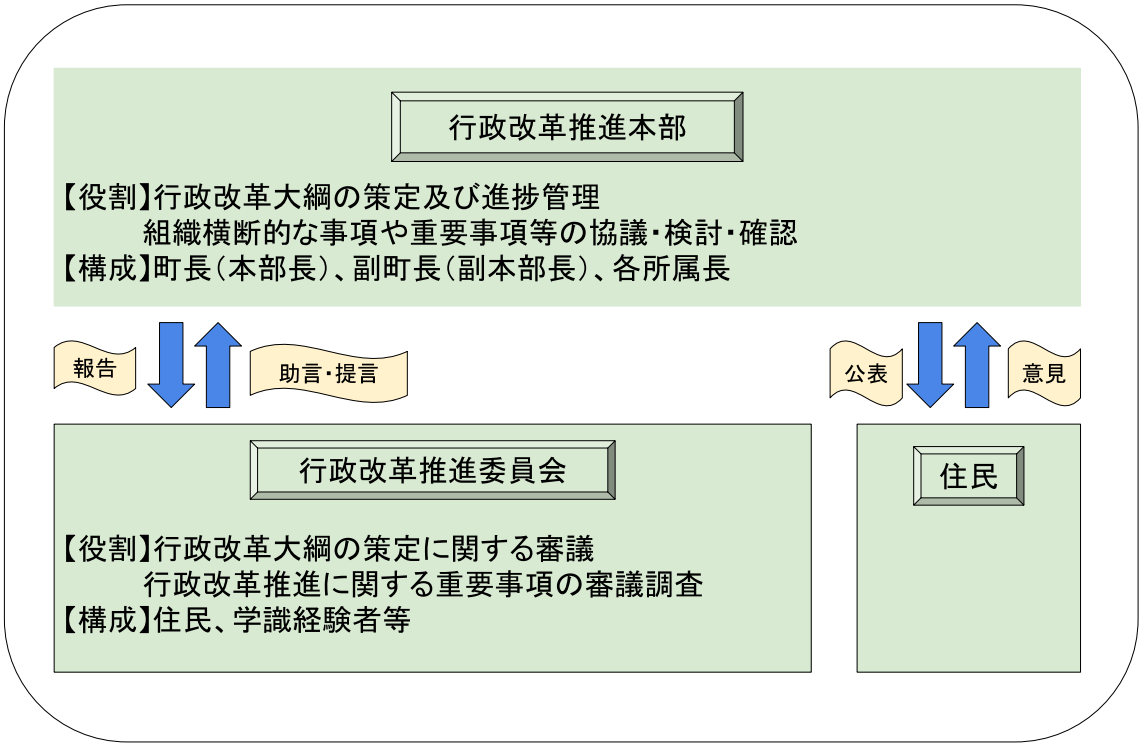

Ⅴ．行政改革の基本方針

改革の推進にあたっては、次の４つの基本方針に沿って取り組みます。

基本方針1．財政健全化と町有財産等マネジメントの推進

人口減少や高齢化の進行が依然として大きな課題である中、大きく変化する社会経済情勢に対し、効率的・効果的な適応を行うための財政運営改革に取り組むことで、歳入規模に見合った適正な予算執行を目指します。
町有財産等の全庁的なマネジメントを図ることで、公共施設の効率的な運用や町有財産の有効活用を推進していきます。

基本方針2．効率的・効果的な行政運営の推進

効率的な業務見直しや、庁内外問わないデジタル化、及び町に見合った自治体フロントヤード改革③の推進により、効果的な行政サービスを生み出す体制を構築することで、限られた経営資源の最適配分を図り、効率的・効果的な行政運営の推進を図ります。

基本方針3．住民サービスの向上と協働のまちづくり

高度化・多様化する住民ニーズに対し柔軟な対応を行い、より利便性の高い住民サービスの向上を図るとともに、地域コミュニティ④や情報共有を充実させることで、官民一体の協働したまちづくりを目指します。

基本方針4．組織運営の最適化と人材育成

よりよい組織を運営していくために最も重要な経営資源は「職員」であることから、職員一人一人が最大限の能力を発揮できる職場環境づくりと育成体制の充実を推進するとともに、人口推移や業務量変化を踏まえた適正な定員管理を行い、持続可能な組織運営を目指します。

Ⅵ. 行政改革の推進項目

基本方針ごとに取り組むべき事項を推進項目として位置づけ、体系的に改革を推進します。

基本方針1. 財政健全化と町有財産等マネジメントの推進

１－１　予算のスリム化と歳入確保対策

①新規事業評価

新規事業を開始する際には、予め開始年度から３年度内で目標年度を設定し、事業の達成目標を定めます。併せて増加する業務量に見合う事業削減を検討します。各年度における進捗状況を把握していきながら、目標年度にはその達成状況から事業評価を行い、その後の事業方針を判断する仕組みを確立させます。

【取組事項】
・目標設定、進捗状況の把握、事業評価、並びに新規事業の業務量増加に見合う事業削減の検討

②事務事業スクラップ

翌年度当初予算編成に際し、各所属にて事務事業スクラップの検討を必ず行い、該当する事業がある場合は、政策調整会議に提案し、廃止等の可否を協議し、その結果を次年度の当初予算に反映させることとします。

【取組事項】
・事務事業スクラップの検討を毎年度行い、ある場合は提案し、協議の結果を当初予算に反映

③補助金等見直し

補助金等見直しガイドラインに基づき、毎年度補助金等所管課にて必ず点検を行い、次年度の方向性を決定した上で、必要に応じて見直しを行います。事務事業スクラップに該当する廃止等の見直しを行う場合は、上記②に準じた手順を踏み、最終的に決定します。団体運営費補助に該当する補助金に限っては、交付決定の際は指針に従って適正な交付額を決定します。

【取組事項】
・毎年度補助金等の見直しを検討

④町税等の収納率向上

自主財源⑤を確保するために町税等収納率の年度目標を設定し、縦割りの業務区分にこだわることなく関係課の連携を強化し、様々な情報の共有を行うことで、窓口での収納に関するワンストップ対応力を高め、収納率向上につなげます。

【取組事項】
・町税等の収納率向上に向けた取組の検討・実施

⑤ふるさと納税の取組強化

ふるさと納税による財源確保のため、地域商社等と連携しながら寄附獲得の取組強化に努めます。

【取組事項】
・ふるさと納税の寄附額増加に向けた取組の検討・実施

⑥基金の効率的運用による自主財源確保

安全かつ効率的な資金運用手法への転換による、安定的・効果的な自主財源の確保に努めます。

【取組事項】
・安全かつ効率的な資金運用手法の検討・転換

⑦医療費等抑制による町財政負担軽減

各種健診・検診の受診率向上により、疾病の早期発見や重症化予防を推進し、医療費や介護サービス費等を抑制することで、町の財政負担軽減を図ります。

【取組事項】
・各種健診・検診受診率の向上に向けた取組の検討・実施

１－２　町有財産の有効活用と公共施設等のマネジメント強化

①公共施設等マネジメント検討委員会による全庁的・横断的な検討推進

施設所管課にて構成する検討委員会において、所管課のみの判断によらない全庁的・横断的な検討体制を確立し、公共施設等のマネジメント⑥を推進します。

【取組事項】
・全庁的・横断的な検討体制を確立・推進していく取組

②町有財産等の有効活用促進

未利用町有財産の売却や貸付、譲渡等による有効活用の方法や、建物においては解体を視野にいれた跡地活用の方法等の検討を促進させます。

【取組事項】
・有効活用の方法を様々な角度から検討していく取組実施

③公共施設等総合管理計画及び個別施設計画⑦に基づく適切な管理運営

施設の統廃合や複合化等を踏まえ、将来的な更新費用の縮減に努めるなど計画に基づいた適切な管理運営に努めます。

【取組事項】
・各計画に基づく施設の適正管理

１－３　公営企業⑧の健全運営

①水道事業経営の健全化

「肝付町新水道ビジョン」及び「肝付町水道事業経営戦略」⑨に基づき、水道事業経営の健全化に努めます。

【取組事項】
・新水道ビジョンや経営戦略に基づく健全化に向けた取組

②町立病院事業の健全化

「肝付町立病院経営強化プラン⑩」に基づき、町立病院事業の健全化に努めます。

【取組事項】
・経営強化プランに基づく健全化に向けた取組

基本方針2. 効率的・効果的な行政運営の推進

２－１　効率的な業務見直し

①一課一改革

毎年度各課の組織目標達成に向けて一課一改革の取組を検討し、業務改善を図ります。

【取組事項】
・組織目標達成や業務改善に向けた一課一改革の検討・実施

②業務手順書データ化による業務フローの見直し

業務手順書の完全データ移行化により全ての業務フローを可視化することができ、ＥＣＲＳ⑪（排除・統合分離・交換・簡素化）視点からの業務フロー見直しにより、効率的に業務改善を図ります。

【取組事項】
・継続的な業務手順書の更新による業務フローの見直し

③新たなデジタル技術活用による業務の効率化

生成ＡＩなどの新たなデジタル技術を活用することにより、業務の効率化を推進します。

【取組事項】
・生成AIや音声入力等の効率化につながる新たなデジタル技術の活用を検討

２－２　庁内外問わないデジタル化の推進

①ペーパーレス化の拡充

庁内におけるペーパーレス化を推進するとともに、住民等庁外向けのペーパーレス化も積極的に取り組みます。併せてペーパーレス化が困難な業務においては、最適な運用方法の検討を行います。

【取組事項】
・庁外向けペーパーレス化の検討

②住民向けの通知やお知らせ等のデジタル化検討

振興会回覧のデジタル化など住民に対する通知やお知らせ等のデジタル化を検討します。

【取組事項】
・住民向けの通知やお知らせ等においてのデジタル化検討

２－３　より効果的な行政サービスを生み出す体制構築

①行政デジタル化推進体制の充実化

各課のデジタル推進担当で構成する行政デジタル化部会を中心として、デジタル化に係る検討体制の充実を図ります。

【取組事項】
・行政デジタル化部会によるデジタル化に係る検討の促進

②効果的な行政サービスの検討

全庁的に効果が見込まれる行政サービスの導入を検討します。

【取組事項】
・プロジェクトチーム設置による検討

基本方針3. 住民サービスの向上と協働のまちづくり

３－１　満足度の高い住民サービスの提供

①行政手続・住民サービスオンライン化の促進

住民にとって利便性が高いと考えられる行政手続・住民サービスのオンライン化を促進することで、住民サービスの充実を図ります。

【取組事項】
・随時オンライン申請可能な手続き・サービス導入を検討

②質の高い住民サービスの提供

急速に進むデジタル化に関するサポートが必要な住民に対しては、デジタル化のメリットを分かりやすく説明し、デジタル化移行に導くなどのデジタルデバイド⑬対策の充実を図ります。

【取組事項】
・スマホ教室・相談窓口等開催の充実

③窓口対応の効率化検討

来庁者の移動動線を考慮した窓口レイアウトや、総合窓口の仕組み等を検討することで、窓口対応の効率化を図ります。

【取組事項】
・効率化を図れる方法の検討

④危機管理体制の整備

大規模災害発生時等におけるネットワークや新たな通信手段等の運用を検討します。

【取組事項】
・ネットワークや通信手段等の運用検討

３－２　地域コミュニティの充実

①地域コミュニティの充実化

引き続き未設置地区の地域コミュニティ協議会の設立支援を行い、災害発生時等の地域コミュニティ充実を図っていきます。

【取組事項】
・各地域への協議会設置完了につながる支援

②集落支援員配置の検討

地域の実情を把握し、必要に応じて集落支援員⑭の配置を検討します。

【取組事項】
・集落支援員設置の必要性を検討

３－３　行政情報発信の機能強化

①新たな情報発信の方法検討

現行の情報発信の方法に加え、新たな有効的な手段を模索し、検討を行います。

【取組事項】
・有効手段の検討

②広報機能の充実

常に新しい情報提供を心掛け、住民に分かりやすい積極的な情報発信を行うことで広報機能の充実を図ります。

【取組事項】
・毎年度ホームページの各項目の更新を必ず実施

基本方針4. 組織運営の最適化と人材育成

４－１　組織・機構の見直しや専門人材の確保を含めた適正な職員配置

①職員数の適正管理及び時代の変化に適した組織・機構の見直し

定員管理計画に基づく職員数管理に併せて、デジタル化や行政システムの標準化による業務内容や体制の変化を把握しながら適正な人員管理に努め、日々転換していく時代に適応するために随時組織・機構の見直しを行います。

【取組事項】
・職員数の目標値を設定

②専門人材の確保・育成

採用方法の見直しを含め、専門性の高い職務経験者の確保に向けた取り組みを検討し、併せて確保した人材が専門性を高めるための研修や異動等による育成の充実を図ります。

【取組事項】
・専門人材確保や育成の方法を検討

４－２　快適な職場環境の構築

①働き方改革によるワークライフバランス⑮の向上

年次有給休暇や男性職員の育児休業の取得促進、及び時間外勤務削減に向けた取り組みを継続しつつ、フレックスタイム⑯の導入など時代に見合った勤務形態導入の検討を行います。

【取組事項】
・年次有給休暇取得率や男性職員の育児休業取得率の目標値を設定

②職場環境の最適化

フリーアドレス制⑰の導入や、住民のプライバシーを守るための相談ブース・個別スペースの確保など、町に最適な職場環境の構築を検討します。

【取組事項】
・職場環境最適化の検討

③職員の心と体の健康保持対策の推進による快適な職場づくり

メンタルヘルス相談体制の充実を図り、心と体の健康を保持していけるような快適な職場づくりを目指します。

【取組事項】
・メンタルヘルス研修の実施

４－３　計画的な職員研修等の実施

①スムーズな業務遂行を目指した研修の実施

急速に進むデジタル化に対応するための研修等、スムーズな業務遂行を目指した研修の充実を図ります。

【取組事項】
・研修実施回数の目標値を設定

②能力向上に必要な研修参加の推進

職員個々の能力向上に必要な研修等への参加を推進していきます。

【取組事項】
・研修参加の推進方法の検討

Ⅶ. 用語解説

用語	解説
①グリーントランスフォーメーション	化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す施策のことをいいます。
②第３次肝付町総合振興計画	時代の変化、町の現状に即した本町の新たなまちづくりの指針となる基本的な計画で、令和８年度に基本構想を令和９年度から令和18年度の10年間として策定しています。
③自治体フロントヤード改革	住民と職員の接点のあり方を見直し、よりよい行政サービスを実現するための取組を通した総合的な改革のことをいいます。
④地域コミュニティ	同じ地域や近隣に住む人々が、共通の生活空間や地域課題を共有し、互いに協力し合いながら形成する社会的集団（共同体）のことをいいます。
⑤自主財源	地方公共団体が自らの機能に基づいて自主的に収入できる財源のことで、具体的には地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。
⑥公共施設等のマネジメント	個別の管理から「町全体の資産経営」という中長期的・戦略的な視点に切り替えて管理・活用していく取組のことをいいます。
⑦公共施設等総合管理計画及び個別施設計画	公共施設等に係る課題を踏まえ、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正配置を目指していくため、基本的な考え方や方向性を示します。本町では、平成29年３月に「肝付町公共施設等総合管理計画」、令和３年３月に「肝付町公共施設等個別施設計画」を策定済みです。
⑧公営企業	地方公共団体が経営する水道事業や病院事業、交通事業等の企業活動のことをいい、本町には公営企業として、水道事業、病院事業があります。

⑨「肝付町新水道ビジョン」及び「肝付町水道事業経営戦略」	「肝付町新水道ビジョン」は、令和３年度から令和12年度までの10年間における中長期的な経営の基本的な計画として策定しており、「肝付町水道事業経営戦略」は、この経営戦略に当たる部分を令和８年３月に見直した計画となります。
⑪肝付町立病院経営強化プラン	令和６年度から令和１０年度までの計画期間で基本的指針と具体的な取組を示すものです。
⑫ＥＣＲＳ	「その業務自体をなくすことができないか」→「２つの業務を同時に行うことができないか」→「業務手順を入れ替えることができないか」→「業務手順を簡単にできないか」の順序で検討し、業務改善を図る手法のことです。
⑬デジタルデバイド	インターネットやパソコンなどの情報通信技術（ICT）を利用できる人と利用できない（使いこなせない）人との間に生じる、「情報格差」のことです。
⑭集落支援員	人口減少や高齢化が進む地域において、住民の生活支援や集落の維持・活性化を図るために配置する支援員のことをいいます。
⑮ワークライフバランス	「働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方」のことをいいます。
⑯フレックスタイム	労働者が日々の「始業時刻」と「終業時刻」を自分で柔軟に調整して決めることができる働き方の仕組みのことをいいます。
⑰フリーアドレス制	庁内で職員が固定の座席を持たず、その日の業務内容等に合わせて自由に行動・着席スペースを選択するワークスタイルのことをいいます。